

いじめ総合対策

平成 26 年 7 月

東京都教育委員会

はじめに

いじめ問題は、いじめに関わった全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけでなく、掛け替えのない子供の生命を奪うこともある憂慮すべき問題である。このようないじめ問題を解決に導くことは、教育に携わる全ての者の責務である。

東京都教育委員会は、これまでも「いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こり得る」という認識に立って、いじめ問題に関わる様々な施策を講じてきた。

平成24年、大きな社会問題となった大津市のいじめ自殺に関する事案や東京都品川区で発生したいじめが原因で自ら命を絶つという事案を受け、東京都教育委員会は、いじめ問題に関する緊急アピールを発出するとともに、いじめ防止DVD教材を作成・配布した。

また、東京都教職員研修センターにおいて、深刻な事態に至った過去の事例の分析や子供たちへの聞き取り調査などによる「いじめ問題に関する研究」を行った。さらに、学識経験者や医師、警察、臨床心理の専門家、学校の管理職等からなる「いじめに関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を組織し、いじめ問題の総合的な対策について検討した。

その後、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が国会で可決・成立し、学校・保護者・地域などが互いに連携して、いじめ防止等のための対策に取り組んでいくことが明文化された。

いじめ問題への対応に当たっては、被害の子供の生命、心身、財産などを徹底して守り通さなければならない。全ての子供に対し、いじめに関する理解を深め、いじめを知らながら、見て見ぬふりをせず、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにしなければならない。また、教員が一人で対応することなく、学校全体で組織的に取り組まなければならない。その際、学校はもとより、区市町村教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服することを目指して行うことが必要である。

本総合対策は、全ての学校でいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応ができるようにするため、東京都教職員研修センターのいじめ研究から明らかになった課題を踏まえて専門家会議で協議した内容を基に、いじめ問題への対応とその実施に必要な関係資料をまとめたものである。

<目次>

はじめに

いじめ総合対策

1 いじめ問題に対する基本的な考え方	2
(1) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき四つのポイント	
(2) いじめ総合対策の取組の徹底.....	3
2 四つの段階に応じた具体的な取組	4
(1) 未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～.....	6
ア 教員の指導力の向上と組織的対応	
イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組	
(2) 早期発見～いじめを直ちに発見できる学校づくり～.....	9
ア いじめの「見える化」①	
イ いじめの「見える化」②	
ウ 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見	
エ 保護者・地域との連携	
(3) 早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～.....	14
ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応	
イ 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組	
ウ 所管教育委員会・関係機関との連携	
エ 保護者・地域との連携	
(4) 重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～... 17	
ア 被害の子供の保護・ケア	
イ 加害の子供への働き掛け	
ウ 所管教育委員会・関係機関との連携	
エ 保護者・地域との連携	
オ いじめ防止対策推進法に基づく対応	
3 学校いじめ対策委員会を核とした対応	21
4 「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」につながる取組 ...	23

参考資料

1 いじめ防止カード.....	26
2 いじめ実態調査における児童・生徒対象アンケート.....	26
3 生活意識調査〔質問紙調査項目例〕.....	27
4 スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方.....	31
5 いじめ発見のチェックシート.....	32
6 いじめ総合対策チェックシート.....	33

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき四つのポイント

- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。
- いじめ総合対策では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の四つの段階に整理して、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示している。いじめ問題への対応に当たっては、以下の四つのポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。

ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応 《学校一丸となって取り組む》

いじめ問題に適切に対応できるようにするには、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個人による対応のみならず、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

- 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

<具体的な取組>

学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見、いじめに関する研修の充実 など

ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す 《被害の子供を守る》

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底して行う。

- 被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働き掛けを行うとともに、学校いじめ相談メールやスクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。
- 被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、登下校時の付添いを実施する。

<具体的な取組>

学校いじめ相談メールの実施、スクールカウンセラーによる全員面接、いじめ実態調査等の実施、スクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など

ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり 《周囲の子供に働き掛ける》

学校は、周囲の子供がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供からの発信を促すために、子供による主体的な取組を支援する。

- 学校は、勇気をもって伝えた子供を守り通すことを宣言し、登下校時の付添い等、いじめから守るための取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保する。
- 周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等いじめの撲滅に向けた児童会・生徒会等による主体的な取組を支援する。

<具体的な取組>

いじめに関する授業の実施、「いじめ防止カード」の活用、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、登下校時の付添い等による周囲の子供の安全の確保 など

ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携 《社会総がかりで取り組む》

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要である。

- 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りを実施する。
- いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

<具体的な取組>

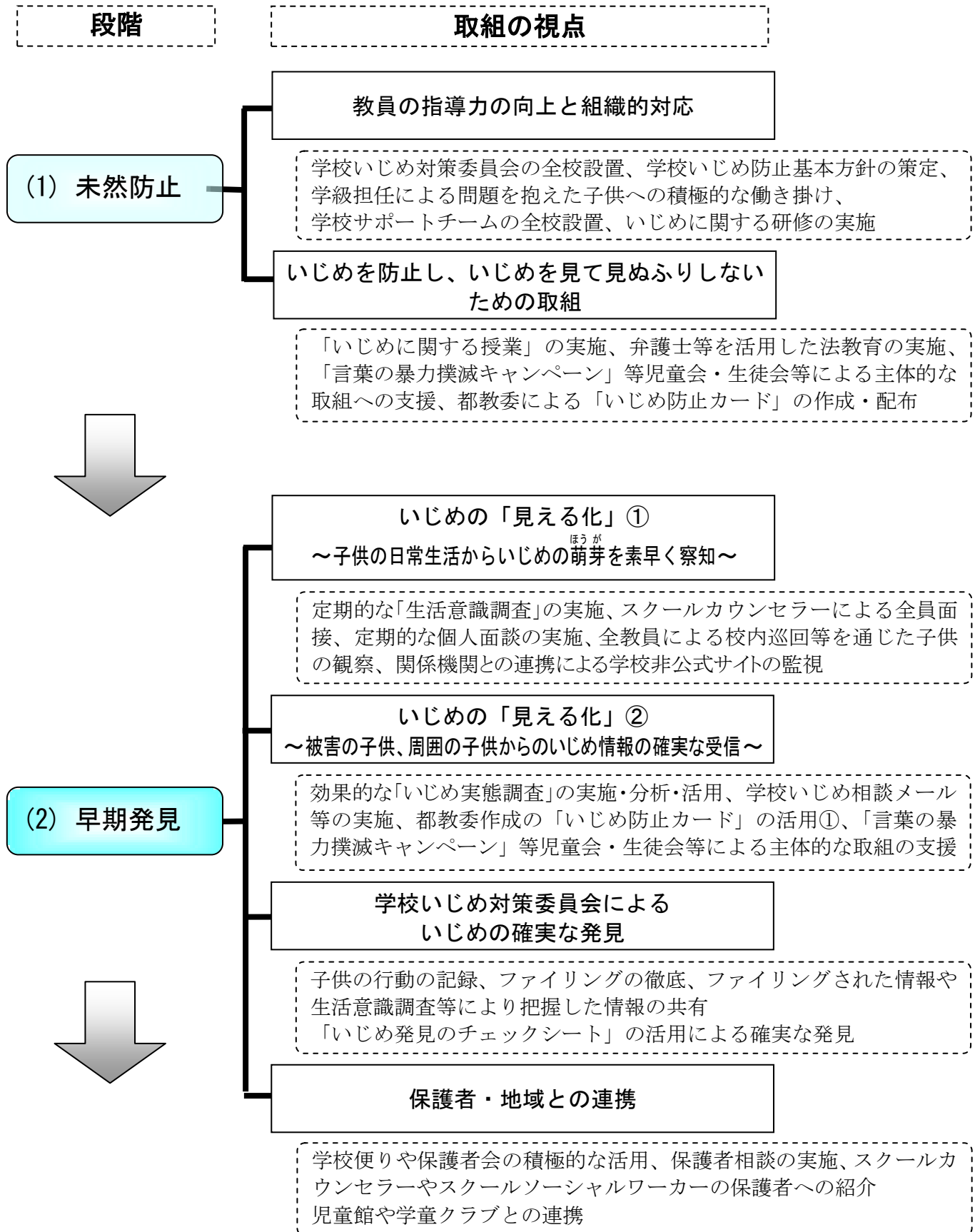
学校サポートチームの全校設置、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、学校便りや保護者会の積極的な活用、地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 など

(2) いじめ総合対策の取組の徹底

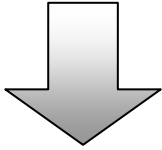
- いじめ総合対策に示す取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証が必要不可欠である。
- 都教委は、取組状況を検証できる「いじめ総合対策チェックシート」を作成・配布する。区市町村教委及び学校は、当該シートを活用するなどして、定期的ないじめ総合対策の取組状況の点検・評価を必ず実施する。
- 都教委は、区市町村教委と連携し把握した学校はいじめ総合対策の取組状況及び達成状況を踏まえ、以下のスケジュールでいじめ総合対策の見直しを図る。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施・取組状況の把握、改善点の明確化	→ 継続実施・取組状況の把握、改善点の明確化	→ 評価・見直し (専門家会議の開催)	→ 再構築

2 四つの段階に応じた具体的な取組



目標（段階）



(3) 早期対応

取組の視点

学校いじめ対策委員会を核とした対応

把握した情報に基づく対応方針の策定、
学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

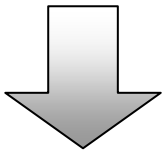
被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、
加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等、いじめを伝えた
子供の安全の確保、都教委作成の「いじめ防止カード」の活用②

所管教育委員会・関係機関との連携

所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援、学校サポート
チームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

保護者・地域との連携

いじめ対策保護者会の開催、PTAの活用、
地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施



(4) 重大事態への
対応

被害の子供の保護・ケア

被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、
スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭
訪問を通じた家庭状況の把握とケア、適応指導教室への通級等の実施

加害の子供への働き掛け

別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止、加害の
子供とその保護者に対するケア

所管教育委員会・関係機関との連携

所管教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉機関や医療機関
との連携、都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用

保護者・地域との連携

いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、
民生・児童委員等との連携

いじめ防止対策推進法に基づく対応

法第 28 条に基づく調査、法第 30 条に基づく再調査

(1) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(注) 以下の文章中において、「学校」が主語となっている取組は、学校いじめ対策委員会が核となって、組織的に取り組むことが求められる取組である。

ア 教員の指導力の向上と組織的対応

(7) 学校いじめ対策委員会^{※1} の全校設置

学校は、法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。

都教委は、学校いじめ対策委員会の構成や役割について学校に提示する。

(イ) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、学校いじめ防止基本方針として策定し、ホームページ等を通して公表する。

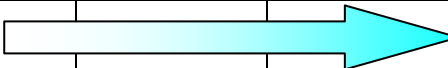

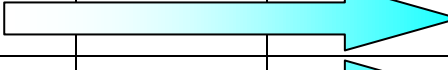

(ウ) 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け

東京都教職員研修センター「いじめ問題に関する研究報告書（平成 26 年 3 月）」24 ページによれば、「いじめられたとき誰に相談したか」との質問に対し、「担任に相談した」と回答した子供は、学校種により 30.9%～68.6%と異なるが、平均で 35%にとどまっており、学級担任は、この調査結果を重く受け止める必要がある。学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の子供の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚しなければならない。とりわけ問題を抱えていると疑われる子供がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、子供から信頼され、相談されやすい学級担任として、子供との人間関係を構築する。

(エ) 学校サポートチーム^{※2} の全校設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

都教委は、学校サポートチームの構成や未然防止におけるその活用方策等について、研修会等を通じて学校に周知・助言する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7) 学校いじめ対策委員会の全校設置	設置		
(イ) 学校いじめ防止基本方針の策定	策定		
(ウ) 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け	実施		
(エ) 学校サポートチームの全校設置	設置		

1 p. 21 参照。

2 児童・生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する組織のこと。校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員（スクールサポーター含む。）等により構成される。

(オ) いじめに関する研修の実施

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実にできるようなするため、教職員に対する校内研修^{※3}を年3回実施する。

所管教育委員会は、若手教員や10年経験者、20年程度の経験者を対象とした研修や管理職や主幹教諭等の職層に応じた研修を実施する。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職に対しては、危機管理研修を実施する。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(オ) いじめに関する研修の実施	→ 実施・改善	→ 実施・改善	→ 実施・改善

イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

(7) 「いじめに関する授業」^{※4}の実施

学校は、定期的に子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に最低3回（学期始め）は、「いじめに関する授業」を実施する。

都教委は、「いじめに関する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を作成し、その効果的な使用について、研修（5月）を通じて周知する。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(7) 「いじめに関する授業」の実施 「いじめ防止教育プログラム」の周知等	→ プログラムの周知・実施		

(イ) 弁護士等を活用した法教育の実施

学校は、子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、必要に応じて、法教育の視点から、弁護士や行政書士等を活用した授業を実施する。

都教委は、学校が上記の授業を実施することを支援するため、区市町村教委を通じて、弁護士会が実施している法教育プログラム^{※5}や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などについて、周知する。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(イ) 弁護士を活用した法教育の実施 弁護士による授業	→ 実施・改善		
弁護士監修のDVDを活用した授業	作成・周知	→ 実施・改善	

3 「いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム―（東京都教育委員会 平成26年2月）」第3章 参照。

4 「いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム―（東京都教育委員会 平成26年2月）」第2章 参照。

5 各弁護士会が所属弁護士を学校に派遣し実施する法教育プログラムで、東京弁護士会のいじめ予防授業や第一東京弁護士会の出張授業、第二東京弁護士会の出前授業（デリバリー法律学習会）、東京三弁護士会多摩市部等のいじめ予防授業がある。

- (ウ) 「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援
 学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援する。
 都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(ウ) 「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等児童会・生徒会による主体的な取組への支援			
	実施・改善		

(エ) 都教委による「いじめ防止カード」の作成・配布

都教委は、子供たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード^{*6}」を作成・配布するとともに、著名人（オリンピック等）と一体となった啓発活動を実施するなど、未然防止に取り組む。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(エ) 「いじめ防止カード」の作成・配布			
	作成・配布・活用	配布・活用・改善	配布・活用・改善

(2) 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

ア いじめの「見える化」①

～子供の日常生活からいじめの萌芽^{ほうが}を素早く察知～

(7) 定期的な「生活意識調査^{※7}」の実施

子供の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、学校は、年2回、生活意識調査を実施する。

都教委は、「生活意識調査」のひな形を提示する。

(イ) スクールカウンセラーによる全員面接^{※8}

学校は、子供が躊躇^{ちゅうちよ}することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

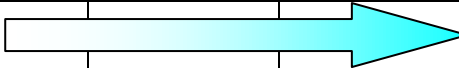



都教委は、全員面接に係る優れた実践事例を収集し、スクールカウンセラー連絡会において、スクールカウンセラーに情報を提供する。

(ウ) 定期的な個人面談の実施

学校は、年3回程度、子供との二者面談を行い、子供の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

(エ) 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察

学校は、学級経営を学級担任任せにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、子供たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。




	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7) 定期的な生活意識調査の実施	実施		
(イ) スクールカウンセラーによる全員面接	実施		
(ウ) 定期的な個人面談の実施	実施		
(エ) 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察	実施		

7 p. 27 参照。

8 p. 31 参照。

(オ) 関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視※⁹

都教委は、ネットいじめへの対応について、^{ひぼう}誹謗中傷の削除要請を迅速に行うほか、監視結果を学校や区市町村教委に提供する。また、法務局から都教委に提供されたネットいじめに関する情報等についても、速やかに提供する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(エ) 関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視	 実施	 実施	 実施

9 監視結果については、緊急に対応する必要があるもの、学校ですぐ指導する必要があるものなど、書き込みの緊急性に応じて、110番通報や都立学校及び区市町村教育委員会等への情報提供を行い、学校における児童・生徒への指導や保護者への注意喚起に役立てている。なお、監視の方法としては、都内公立全学校を対象に実施する巡回監視と、不適切な書き込みの多いサイトを毎日監視する定点監視とがある。

イ いじめの「見える化」②

～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

(7) 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。

都教委は、年1回、都内の公立学校に子供へのアンケート等による「いじめ実態調査」^{*10}を実施する。

学校は、実態調査で収集した情報に基づき、子供に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、子供たちに心理的負担を与えないよう配慮する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7)効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用	→ 実施・分析・活用	→ 実施・分析・活用	→ 実施・分析・活用

(イ) 学校いじめ相談メール等の実施

学校は、子供が学校にいじめの相談をしやすいようにするため、各学校において「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置する。

都教委は、「学校いじめ相談メール」等の活用の留意点について提示するとともに、都独自の「東京都いじめ相談ホットライン」^{*11}を周知する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(イ)「学校いじめ相談メール」等の実施	→		
「東京いじめ相談ホットライン」の周知	→ 周知・実施	→ 周知・実施	→ 周知・実施

(ウ) 都教委作成のいじめ防止カードの活用①

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード (p.26 参照)」を活用し、子供たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働き掛ける。

(エ) 「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援【再掲】

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援する。

都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援する。

10 <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2014/pr140109a.htm> 参照。

11 幼児から高校生相当までの子供やその保護者を対象としたいじめに関する電話相談（24時間対応）。
電話 03-5331-8288

ウ 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

(ア) 子供の行動の記録

学校は、教職員が子供たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないように、日常から子供の変化に関する情報を付箋等を利用して記録し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築する。

都教委は、管理職に情報共有の体制を指導するとともに、「ふれあい月間」の調査において、情報共有に関わる優れた取組を把握し伝達する。

(イ) ファイリング^{※12} の徹底

学校は、子供の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。

転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成。転出者についても、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡する。

特に、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有する。

都教委は、情報共有のシステムを構築して各学校に周知する。

(ウ) ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有

学校は、ファイリングや生活意識調査等を通じて把握したいじめに係る情報を緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有する。

(エ) 「いじめ発見のチェックシート^{※13}」の活用による確実な発見

学校は、全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察を行い、学校いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。

管理職は、各教員の「いじめ発見のチェックシート」を分析し教員のいじめ発見能力に課題があると認められる場合には、必要に応じて指導主事の協力を得て、当該教員を指導する。

都教委は、「いじめ発見のチェックシート」の具体的な活用方法について、年度当初の校長連絡会で周知する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(ア) 子供の行動の記録	実施		
(イ) ファイリングの徹底	実施		
(ウ) ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有	実施		
(エ) 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見	周知・実施		

12 身体的能力、知能、学力などの知的側面、性格、興味、要求、悩みなどの心理的側面、交友関係など、学校において必要な事項について、記録ファイルを作成。

13 p. 32 参照。

エ 保護者・地域との連携

(7) 学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

(イ) 保護者相談の実施


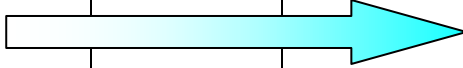

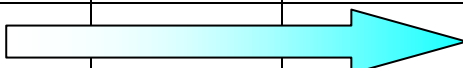
東京都教職員研修センター「いじめ問題に関する研究報告書（平成26年3月）」22ページによれば、子供がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げていることから、学校は、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※14}を年度当初の保護者会で紹介する。

(エ) 児童館や学童クラブとの連携^{※15}

放課後における子供の様子について把握するため、学校は、児童館や学童クラブに対し、子供の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼しておく。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7) 学校便りや保護者会の積極的な活用	実施		
(イ) 保護者相談の実施	実施		
(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介	実施		
(エ) 児童館や学童クラブとの連携	実施		

14 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行う専門職。

15 児童館や学童クラブは、家庭や学校以外の児童・生徒の居場所となる施設であり、当該施設の職員の児童・生徒との関わりの中で、不登校やいじめ、非行、児童虐待などの課題が早期に発見されることも多い。そのため、放課後等に、校区内の各施設を教職員が訪問し、日常的に情報共有を進めておくことが行動連携のために有効である。

(3) 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～


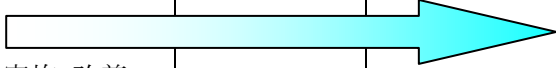
ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

(7) 把握した情報に基づく対応方針の策定

学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有し取り組む。

(イ) 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7) 把握した情報に基づく対応方針の策定			
	実施・改善		
(イ) 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化			
	実施・改善		

イ 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

(7) 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

学校は、被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した被害の子供の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者のケアを行う。

(イ) 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等

学校は、加害の子供を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の子供の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害の子供への指導の充実を図る。


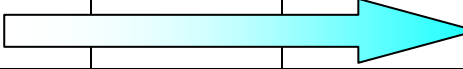
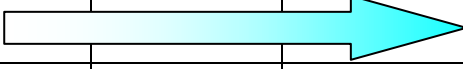
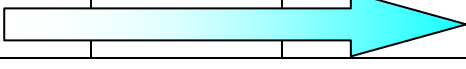
なお、加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供の保護者への助言を行う。

(ウ) いじめを伝えた子供の安全の確保

学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた子供の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

(エ) 都教委作成の「いじめ防止カード」の活用②

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちがいじめを目にしたときには、加害の子供にいじめをやめるよう働き掛けたり、被害の子供をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働き掛ける。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(ア) 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア	実施		
(イ) 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等	実施		
(ウ) いじめを伝えた子供の安全の確保	実施		
(エ) 都教委作成のいじめ「いじめ防止カード」の活用②	実施		

ウ 所管教育委員会・関係機関との連携

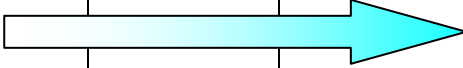
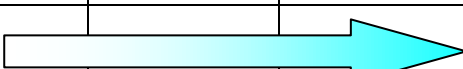
(ア) 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援

学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有する。

所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、臨床心理士等の心理職や指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援する。

(イ) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(ア) 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援	実施		
(イ) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力	実施		

エ 保護者・地域との連携

～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～

(7) いじめ対策保護者会^{※16} の開催

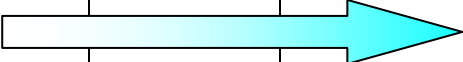

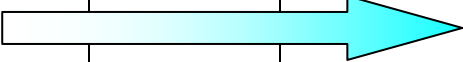
いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係の構築を図る。

(イ) P T Aの活用^{※17}

P T Aの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(ウ) 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、地域の大人による子供の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7)いじめ対策保護者会の開催	実施 		
(イ) P T Aの活用	実施 		
(ウ)地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施	実施 		

16 いじめ問題に関する保護者会としては、従前は問題が大きくなってから説明会として開催されることが多かったものと思われる。しかしながら、比較的初期の早期対応の段階から、学校が積極的に、保護者に、その時点で把握している情報を公開し、いじめ問題の改善に向けて、保護者の力を活用することを検討する。ただし、情報をどのように公開していくかについては、個々の事案ごとに関係保護者との連絡を密にして、事前に了解を得ておくことが必要である。

17 P T A役員は地域の人間関係を基盤に保護者間の強いネットワークを構築している場合もあり、教員からの働き掛けが難しい場面において、P T A役員等の協力を得て関係保護者への働き掛けを行うことも検討できる。ただし、個人情報の取扱いについては、当該保護者の了解を得ることをはじめ、十分、留意する必要がある。

(4) 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

ア 被害の子供の保護・ケア

(ア) 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

学校は、被害の子供の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の子供の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。

また、被害の子供が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握する。

(イ) スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。

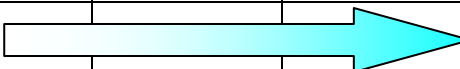







また、被害の子供の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

(ウ) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害の子供の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の子供とその家庭を支援する。

(エ) 適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害の子供を適応指導教室に通級させるほか、被害の子供の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(ア) 被害の子供の保護・ケア	実施		
(イ) スクールカウンセラーによるケア	実施		
(ウ) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア	実施		
(エ) 適応指導教室への通級等の実施	実施		

イ 加害の子供への働き掛け

(7) 別室での学習の実施

学校は、被害の子供が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の子供について、被害の子供が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

(イ) 警察への相談・通報

学校は、被害の子供に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の子供を守るとともに周囲の子供に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。

警察への通報等に関する学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。

(ウ) 懲戒や出席停止^{※18}





学校は、加害の子供への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下での、加害の子供及びその保護者に対する校長による厳重注意）等の懲戒を実施する。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを繰り返している場合には、当該の子供の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

(エ) 加害の子供とその保護者に対するケア

学校は、加害行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の子供のケアを行う。

また、重大事態に至るケースにおいては、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7)別室での学習の実施	実施		
(イ)警察への相談・通報	実施		
(ウ)懲戒や出席停止	実施		
(エ)加害の子供とその保護者に対するケア	実施		

18 【懲戒】学校教育法第11条に「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されている。
【出席停止】学校教育法第35条に市町村教育委員会は「性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる」と規定されている。

ウ 所管教育委員会・関係機関との連携

(7) 所管教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について所管教育委員会に速やかに報告し、所管教育委員会と一体となって対応する。

所管教育委員会は、いじめについての様々な問題について校長を補佐するため、指導主事を集中的に派遣する。

都教委は、学校の要請に基づき、臨床心理士等を派遣する。


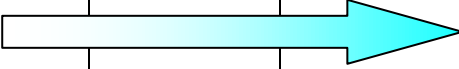

(4) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして、被害の子供や加害の子供の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。

また、子供に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

(7) 都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用

学校は、個人情報への取扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置しているいじめ等の問題解決支援チーム^{*19}を積極的に活用する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7) 所管教育委員会への報告と連携	実施		
(4) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携	実施		
(7) 都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用	実施		

19 弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図る組織。平成24年12月に東京都教育相談センター内に設置。

エ 保護者・地域との連携

(7) いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、所管教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

(イ) P T Aの活用 [再掲]

P T Aの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(ウ) 民生・児童委員^{※20} 等との連携

重大事態においては、間断なく子供たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を依頼する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(7) いじめ対策緊急保護者会の開催	実施		
(イ) P T Aの活用	実施		
(ウ) 民生・児童委員等との連携	実施		

オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

(7) 法第 28 条に基づく調査

所管教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、重大事態調査委員会（仮称）^{※21}を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第 14 条第 3 項に基づき都教委に設置される附属機関としての東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、区市町村教育委員会が設置する重大事態調査委員会（仮称）による調査が円滑に行われるよう、必要に応じて支援する。

(イ) 法第 30 条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、法第 30 条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や所管教育委員会の行った調査について再調査を行うことができる。

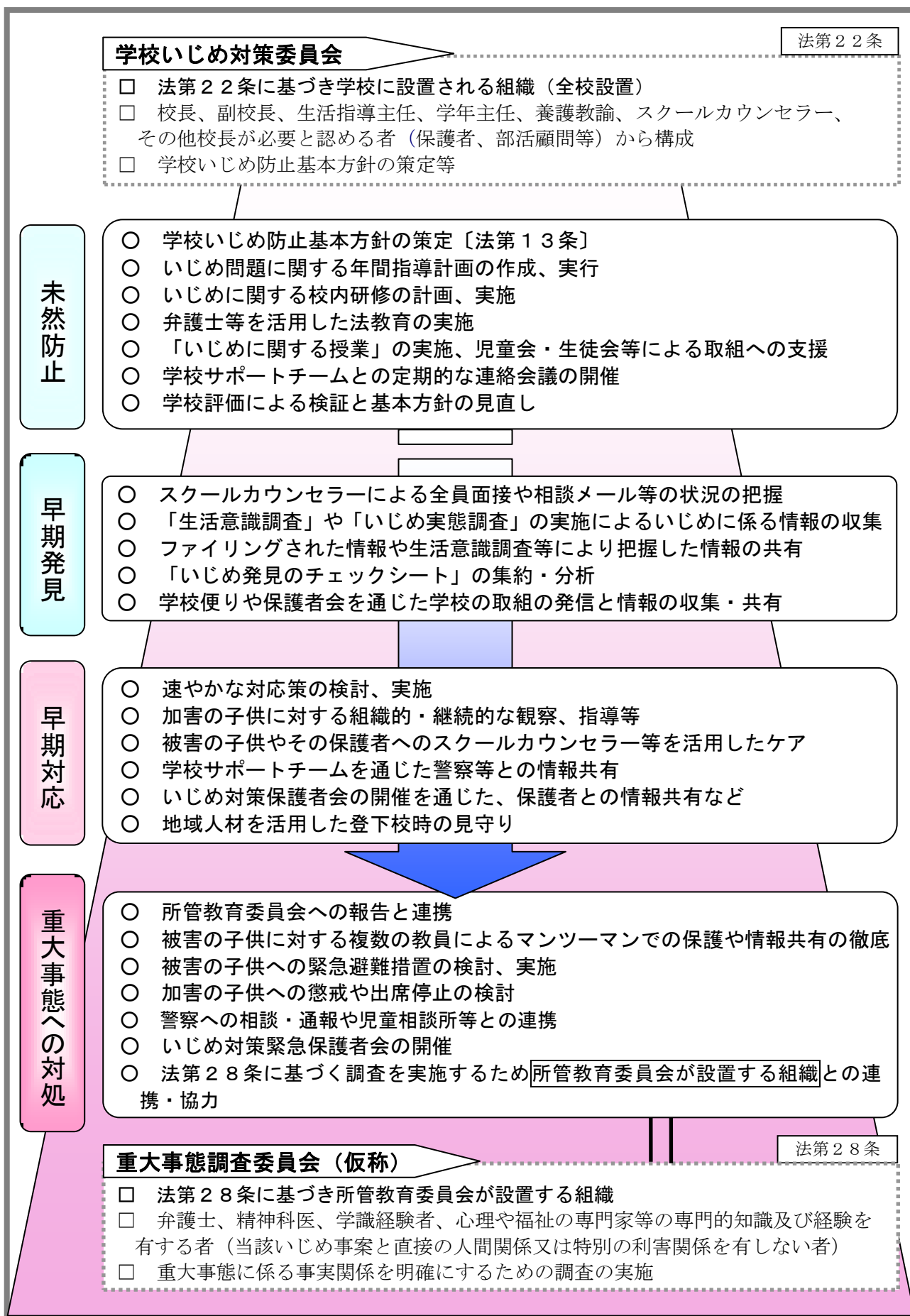
再調査に当たっては、学校や所管教育委員会は全面的に協力するものとする。

20 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を担っており、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

21 法第28条に規定されている、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止に資するため、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する組織で、教育委員会の下に設けられる。弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者（当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者）により構成される。

3 学校いじめ対策委員会を核とした対応

(1) 委員会の主な役割



(2) 主な取組例と役割分担例

- いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。
- 学級担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的に能動的な対応を行う。
- 管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- 学校いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであるが、以下ではそれぞれの取組に応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に例示した。

	主な取組例	学校いじめ対策委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに関する校内研修の計画、実施 ○ 「いじめに関する授業」の実施 ○ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催 	<p>生活指導主任、研修主任 (研修計画の立案・策定)</p> <p>生活指導主任、学年主任 (指導計画の立案・策定)</p> <p>生活指導主任 (連絡会議の計画・運営)</p>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーによる全員面接 ○ 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用 ○ 学校便りや保護者会の積極的な活用 	<p>教育相談担当教員 スクールカウンセラー (面接の計画・実施)</p> <p>生活指導主任 (調査結果の確認・分析)</p> <p>学年主任 (保護者会の開催計画の立案・策定)</p>
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の子供・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア ○ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等 ○ 地域人材を活用した登下校時の見守り 	<p>学年主任・養護教諭 スクールカウンセラーなど</p> <p>生活指導主任・学年主任など</p> <p>生活指導主任 (地域協力者との連絡調整)</p>
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護 ○ 警察への相談・通報 ○ いじめ対策緊急保護者会の開催 	<p>学年主任、部活動顧問など</p> <p>生活指導主任 (警察との連絡窓口)</p> <p>生活指導主任 (緊急保護者会の開催・運営)</p>

4 「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」につながる取組

問題意識

- ◆ いじめについては、「いじめを見たり、聞いたりした時、どうしましたか」との質問に対し、「何もしなかった」と回答する子供が多いとの調査結果が示されている。
(※「何もしなかった」48.9%)
- ◆ また、「いじめを見ている理由」についての質問に対し、「関わりをもちたくないから」「自分がいじめられたくないから」との理由を挙げている子供が多くの割合を占めているとの調査結果が示されている。
(※「関わりをもちたくないから」85.3%、「自分がいじめられたくないから」80.8%)
- ◆ こうした調査結果を受け、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思える学校づくりを行うことは、極めて重要な取組であるといえる。このため、被害の子供・周囲の子供の安全確保や、いじめは生命や心身に関わる人権問題であることを繰り返し伝え、考えさせることを通じ、周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるように促していく。

※調査結果は、【参考1】「いじめに問題に関する研究」東京都教職員研修センターより引用

都教委の取組

都教委は、区市町村教委や学校と連携して子供たちの意識を変え、子供が声を上げられるよう、以下のような取組を実施する。

- 「いじめ総合対策チェックシート」を作成・配布する。
- いじめに係る研修や「いじめに関する授業」のためのプログラムの開発・活用を行う。
- いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布する。
- 「いじめ防止カード」等を活用し、著名人(オリンピック等)と一体となって子供たちへの啓発を行う。 など

区市町村教委の取組

区市町村教委は、学校の取組を支援するため、以下のような取組を実施する。

- 都教委の研修プログラムを踏まえて、若手教員から管理職の各職層ごとの研修を実施する。
- 事案に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣する。
- 都教委作成の「いじめ防止カード」等を用いた啓発活動への連携・協力を行う。 など

学校の取組

学校は、「いじめを見て見ぬふりせず声を上げられる学校づくり」に向けて、以下のような取組を全力で実施する。

- 周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるようにするために、「いじめを見たら伝えなさい」と一方的に指導するだけでなく、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思えるよう、学校は、保護者や地域の協力も得ながら、子供の安全を確保する。
- 日常的な観察、面接や調査等により、子供の実態を早期に把握する
- いじめに関する授業等を通じ、いじめは生命や心身に關わる重大な問題であることを繰り返し伝え、考えさせるとともに、子供たちの主体的な取組の支援を通じ子供の「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成する。

○いじめから子供を守り通す取組

- ・登下校時の付き添いなどによる周囲の子供の安全の確保
- ・地域人材や関係機関を活用した子供の見守り
- ・保護者会の開催やPTAの活用 など

○早期の実態把握に係る取組

- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施
- ・「いじめ実態調査」等を通じて把握した情報の共有を徹底
- ・定期的な個人面談の実施 など

○子供の意識を醸成する取組

- ・「いじめに関する授業」の実施
- ・「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等児童会・生徒会等による主体的な取組の支援
- ・「いじめ防止カード」の活用 など

參考資料

1 いじめ防止カード

みんなでいっしょに！ 「いじめゼロ」宣言！

いじめはぜったいにゆるされません！いじめのことでなやんだら、だれでも、いつでも、どこでも「東京都いじめ相談ホットライン」に電話してください。かならず力になります。電話 **03-5331-8288**

「いじめゼロ」！ あなたからはじめよう！

- | | |
|---|--|
| 1 いじめられそうになったら <ul style="list-style-type: none">・その場からはなれよう。・あい手の目を見ながら「やめて」と言って立ちさろう。・あんぜんな場しよに行こう。 | 3 だれかがいじめられているのを見たら <ul style="list-style-type: none">・学校の先生にすぐにそうだんしよう。・いじめられている人をささえてあげよう。・ゆう気を出して、いじめを止めよう。 |
| 2 もしもいじめられたら <ul style="list-style-type: none">・いじめからまもってくれる大人（家ぞくや学校の先生、スクールカウンセラー）にそうだんしよう。・友だちにそうだんしよう。・いじめがなくなるまで、何度も、そうだんしよう。 | 4 あなたがだれかをいじめているとしたら <ul style="list-style-type: none">・すぐにやめよう。・やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといったふあんなどからやめられないときは、大人（家ぞくや学校の先生）にそうだんしよう。 |

2 いじめ実態調査における児童・生徒対象アンケート

(1) 質問項目

- あなたのまわりに、嫌な思いをしている人や悲しい思いをしている人はいませんか。
 - ・それは、だれですか。また、いつ、どのような内容ですか。
- あなたは、悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしたことがありますか。
 - ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。
- あなたは、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするなど、嫌な思いをしたことがありますか。
 - ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。
- あなたは、メールや掲示板に悪口や個人情報を書かれ、嫌な思いをしたことがありますか。
 - ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。
- あなたは、勝手に自分の持ち物を使われたり、かくされたりしたことがありますか。
 - ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。
- あなたは、無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。
 - ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

(2) 学校における実施上の留意事項

各学校においては、速やかに実施・集計できる、5～10項目程度の学校独自の簡単なものを、繰り返し（定期的に）実施することが大切です。

アンケートの内容以上に注意すべきなのは、実施時の雰囲気です。簡単なアンケートではあっても、ふざけたりしないで正直に答えてほしいことを伝えるようにします。また、回収後は児童・生徒の目の前で大封筒に入れるなどし、匿名性を守る姿勢を見せることで、児童・生徒から信頼を得るように努めます。

3 生活意識調査〔質問紙調査項目例〕

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまらない	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 学校が楽しい					
イ みんなで何かをするのは楽しい					
ウ 次の学年も今のクラスでいたい					
エ 授業がよく分かる					
オ 自分の顔やスタイルが好きである					
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある					

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまらない	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 体がだるい					
イなんとなく、心配だ					
ウ いらいらする					
エ 元気がでない					
オ 疲れやすい					
カ 寂しい					
キ 不機嫌で、怒りっぽい					
ク あまりがんばれない					
ケ 頭痛がする					
コ 気持ちが沈んでいる					
サ 誰かに、怒りをぶつきたい					
シ 勉強が手につかない					

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よくあった	どちらかといえ ばあった	あまり なかった	まったく なかった
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からない問題をあてられた				
エ 家の人が、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかった				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかった				
ク 家の人が、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

		そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまり そうは思わない	そうは思わない
ア あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれる	家族				
	先生				
	友達				
イ あなたが、悩みや不満を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる	家族				
	先生				
	友達				
ウ 普段から、あなたの気持ちを、よく分かろうとしてくれる	家族				
	先生				
	友達				

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうした人はどうしてよいか分からずにとっても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているのを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のようなことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

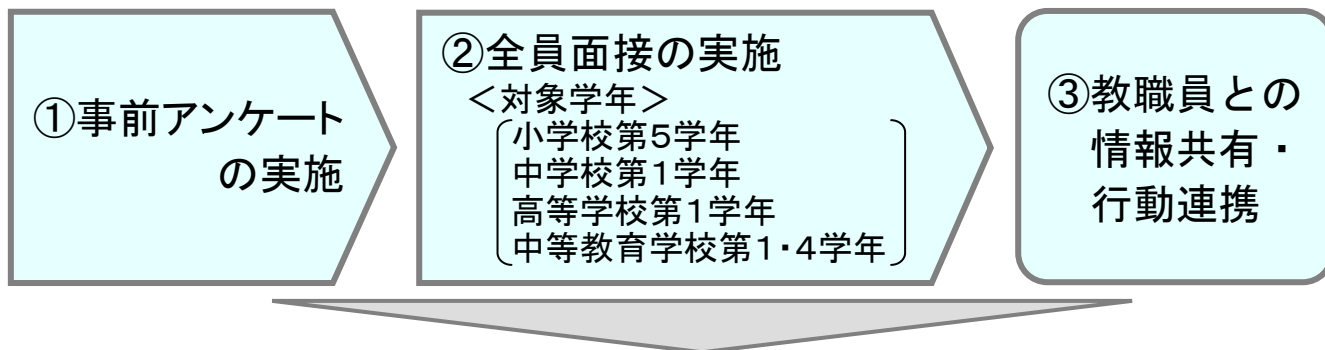
4 スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方

スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方(例)

<実施の目的>

- 1 「相談すること」への抵抗感の低減
- 2 児童・生徒理解
- 3 児童・生徒等の情報把握

【全員面接の流れ(例)】



①事前アンケート項目の例

(いつもそうだ・ときどきそうだ・あまりそうではない・全くそうではない)

- a 学校は楽しい。
- b とてもよく眠れる。
- c おなかや頭が痛くなることある。
- d 勉強や進学のことなどで悩んでいる。
- e いじめられている気がする。
- f 学校に来たくないと思うことがある。
- g 家族と話すのが好きだ。
- h 先生に言いたいけれど言えないことがある。
- i 教室は居心地が良い。
- j いやなこと、どうにかなるような気がする。

◎学校・学年状況に合わせて、簡易な事前アンケートを実施して面接の参考資料とすると効果的である。

②全員面接実施上の留意点

- 年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- 1対1の個別面接かグループ面接(5~8人程度)かについては、学年規模等に合わせて計画する。
- 実施時間(昼休みや放課後等)や面接場所、実施期間を関係教員とよく話し合って決める。
- どのように児童・生徒や保護者に説明するかを決め、児童・生徒及び保護者に周知する。
- 日頃のSCによる相談活動とのバランスを工夫する。

③教職員との情報共有上の留意点

- 事前に担任や学年会等との情報共有の方法について、打合せを実施する。
- 継続面接が必要な児童・生徒には、担任と共通理解した上で継続面接を促す。
- 学校いじめ対策委員会で情報を共有できるよう、スクールカウンセラーは常時、当該委員会と連携を図る。

5 いじめ発見のチェックシート

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因を曖昧にする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急になったりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。
- いつもぽつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- よくけんかが起こる。
- 付き合い友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。
- 教師との会話を避けるようになる。

6 いじめ総合対策チェックシート

確認日	平成 年 月 日	学校名	
-----	----------	-----	--

1 各段階における取組

	取組事項	実施状況
未然防止	学校いじめ対策委員会を設置した。	
	学校いじめ対策委員会における教職員の役割と責任を明確にした。	
	学校いじめ防止基本方針を策定した。	
	学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表した。	
	学校いじめ防止基本方針を見直し、改善を図った。	
	各学級担任が児童・生徒に所属感や連帯感を獲得させるよう学級経営の充実を図った。	
	学校サポートチームを設置した。	
	学校サポートチームとの連携した取組を実施した。	
	「いじめ防止教育プログラム」を全教員に配布した。	
	「いじめ防止教育プログラム」の内容について全教員で共通理解を図った。	
	いじめに関する校内研修(年3回)の実施計画を立案した。	
	いじめに関する校内研修(年3回)を実施した。	
	「いじめに関する授業(年3回以上)」の指導計画を立案した。	
	「いじめに関する授業(年3回以上)」を実施した。	
	弁護士等を活用した法教育の実施計画を立案した。	
弁護士等を活用した法教育を実施した。		
児童会・生徒会等による主体的な取組がされるよう教員が支援した。		
早期発見	「生活意識調査」を年2回以上実施した。	
	「生活意識調査」の質問項目等を見直し、改善を図った。	
	小5、中1、高1の全児童・生徒へのスクールカウンセラーによる全員面接を実施した。	
	スクールカウンセラーによる児童・生徒への面接を計画的に実施した。	
	個人面談(年3回程度)を実施した。	
	個人面談の実施に当たり、面談手法等について校内研修を実施した。	
	全教員による校内巡回を組織的・計画的に実施した。	
	学校非公式サイト等の監視結果を児童・生徒への指導に活用した。	
	「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集」について全教員で共通理解を図った。	
	「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集」を児童・生徒への指導に活用した。	
	「いじめ実態調査」を定期的な実施した。	
	「いじめ実態調査」の結果を分析し、全教員で共通理解を図った。	
	「いじめ実態調査」の分析を基に、いじめ問題の対応を見直し、改善を図った。	
	「いじめ実態調査」の分析を基に、保護者や地域への啓発活動を行った。	
	学校いじめ相談メールや目安箱等、子供の声を受けるシステムを開設した。	

	取組事項	実施状況
早期発見	都教委作成の「いじめ防止カード」を児童・生徒に配布した。	
	都教委作成の「いじめ防止カード」に基づき、児童・生徒への講話を実施した。	
	子供の行動の記録の収集・集約方法(ファイリング)について、全教員で共通理解を図った。	
	ファイリングした子供の行動の記録を基に、ケース会議で事例検討を行った。	
	ファイリングした子供の行動の記録やケース会議での検討結果を全教員で共有している。	
	転入学時に、ファイリングされた情報を関係学校間で共有した。	
	「いじめ発見のチェックシート」の活用について全教員で共通理解を図った。	
	「いじめ発見のチェックシート」を用いて、定期的に子供の状況観察を行った。	
	「いじめ発見のチェックシート」による観察結果を全教員で共有した。	
	学校便りや保護者会を活用していじめ問題への啓発を行った。	
	保護者相談の機会を設定した。	
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを保護者へ紹介した。	
	児童館や学童クラブの職員といじめ問題への対応方針を共有した。	
	児童館や学童クラブを定期的に訪問した。	
児童館や学童クラブとの連絡会議を開催した。		
早期対応	把握した情報に基づき、学校いじめ対策委員会で対応方針を策定した。	
	学校いじめ対策委員会による役割分担を行い、組織的に対応した。	
	意図的・組織的に教職員により被害の子供への声掛けを実施した。	
	被害の子供の状況について、朝会等で情報共有を行った。	
	登下校時の被害の子供への付き添いを実施した。	
	スクールカウンセラーによる被害の子供やその保護者へのケアを実施した。	
	スクールソーシャルワーカーによる被害の子供やその保護者へのケアを実施した。	
	学校いじめ対策委員会による、加害の子供への継続的な観察を実施した。	
	学校いじめ対策委員会が核となり、加害の子供の保護者への指導を実施した。	
	加害の子供の保護者に対するスクールカウンセラーによる支援を実施した。	
	意図的・組織的に教職員によるいじめを伝えた子供への声掛けを実施した。	
	登下校時のいじめを伝えた子供への付き添い等を実施し、子供に寄り添う対応をした。	
	認知したいじめについて、定期的に所管教育委員会へ報告した。	
	学校サポートチームを通じて、警察・児童相談所等との情報共有した。	
	情報共有を基盤に、警察・児童相談所等と対応策を協議した。	
	いじめ対策保護者会を開催した。	
	PTA役員と必要な範囲でいじめに関する情報を共有した。	
PTA役員による関係保護者への働き掛けを実施した。		
地域人材を活用した登下校時の見守り等を実施した。		

(注) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する項目については、配置がある場合のみ該当します。

2 学校独自の取組

	取組事項	実施状況
未然防止		
早期発見		
早期対応		

3 重大事態への対処に係る取組事項

※重大事態が発生した場合のみ記入

	確認
被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護	
スクールカウンセラーによるケア	
スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア	
適応指導教室への通級等の実施	
別室での学習の実施	
警察への相談・通報	
懲戒や出席停止	
加害の子供とその保護者に対するケア	
所管教育委員会への報告と連携	
児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携	
都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用	
いじめ対策緊急保護者会の開催	
P T A の活用	
民生・児童委員等との連携	
いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく調査	
いじめ防止対策推進法第 30 条に基づく再調査	